

庁保険発第1031001号
平成18年10月31日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部医療保険課長
(公印省略)

「政府管掌健康保険及び船員保険における配偶者からの暴力を受けた者に係る被扶養者認定の取扱い」の一部改正について

標記については、平成16年12月2日付け庁保険発第1202002号（以下「通知」という。）において取り扱っているところであるが、被害者の保護の観点から、同通知の一部を下記のとおり改正し、平成18年11月1日から適用するので、その取扱いにつき遺漏のないよう配慮されたい。

記

別紙1中

「今般、婦人相談所において、保護が必要であると認定がされ、証明書が発行されています。

社会保険事務所としては、当証明書が発行されている場合には、被扶養者は被保険者に生計を維持されているとは言えないことから、(被扶養者)様と(同伴者)様はあなたの健康保険の被扶養者から外れることとなります。」

を

「今般、あなたにより生計を維持されていないことが確認されたため、(被扶養者)様と(同伴者)様はあなたの健康保険の被扶養者から外れることとなります。」

に改める。

写送付先 社会保険事務所長
地方社会保険事務所長

(別紙1)

平成 年 月 日

(被保険者名) 様

社会保険事務所名

あなたの健康保険（船員保険）の被扶養者となっている（被扶養者）様と（同伴者）様につきましては、今般、あなたにより生計を維持されていないことが確認されたため、（被扶養者）様と（同伴者）様はあなたの健康保険の被扶養者から外れることとなります。

つきましては、同封いたしました被扶養者（異動）届に必要事項を記載の上、平成 年 月 日までに、あなたが勤務されている事業所（船舶所有者）を通じ届出を行って頂きますようよろしくお願いいたします。

また、あなたが被扶養者分の健康保険証をお持ちである場合には、併せて返納頂きますよう宜しくお願いします。

なお、上記の年月日までに届出が行われない場合には、当方において職権で（被扶養者）様と（同伴者）様について、あなたの健康保険（船員保険）の被扶養者から外すこととし、その旨をあなたが勤務されている事業所の事業主に通知させていただきますのでご承知願います。

政府管掌健康保険及び船員保険における配偶者からの暴力を受けた者に係る被扶養者認定の取扱い 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

変 更 後	変 更 前
<p>(別紙1)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>(被保険者名) 様</p> <p>社会保険事務所名</p> <p>あなたの健康保険（船員保険）の被扶養者となっている（被扶養者）様と（同伴者）様につきましては、<u>今般、あなたにより生計を維持されていないことが確認されたため、（被扶養者）様と（同伴者）様はあなたの健康保険の被扶養者から外れることとなります。</u></p> <p>つきましては、同封いたしました被扶養者（異動）届に必要な事項を記載の上、平成 年 月 日までに、あなたが勤務されている事業所（船舶所有者）を通じ届出を行って頂きますようよろしくお願いいたします。</p> <p>また、あなたが被扶養者分の健康保険証をお持ちである場合には、併せて返納頂きますよう宜しくお願いします。</p> <p>なお、上記の年月日までに届出が行われない場合には、当方において職権で（被扶養者）様と（同伴者）様について、あなたの健康保険（船員保険）の被扶養者から外すこととし、その旨をあなたが勤務されている事業所の事業主に通知させていただきますのでご承知願います。</p>	<p>(別紙1)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>(被保険者名) 様</p> <p>社会保険事務所名</p> <p>あなたの健康保険（船員保険）の被扶養者となっている（被扶養者）様と（同伴者）様につきましては、<u>今般、婦人相談所において、保護が必要であると認定がされ、証明書が発行されています。</u></p> <p><u>社会保険事務所としては、当証明書が発行されている場合には、被扶養者は被保険者に生計を維持されているとは言えないことから、（被扶養者）様と（同伴者）様はあなたの健康保険の被扶養者から外れることとなります。</u></p> <p>つきましては、同封いたしました被扶養者（異動）届に必要な事項を記載の上、平成 年 月 日までに、あなたが勤務されている事業所（船舶所有者）を通じ届出を行って頂きますようよろしくお願いいたします。</p> <p>また、あなたが被扶養者分の健康保険証をお持ちである場合には、併せて返納頂きますよう宜しくお願いします。</p> <p>なお、上記の年月日までに届出が行われない場合には、当方において職権で（被扶養者）様と（同伴者）様について、あなたの健康保険（船員保険）の被扶養者から外すこととし、その旨をあなたが勤務されている事業所の事業主に通知させていただきますのでご承知願います。</p>